



## 離婚給付契約公正証書

(面会交流)

第5条 Bは、AとCとの面会交流を次の約定の下に認める。

- ① AがCと面会交流をもちたいときは、事前に、その旨をBに申し入れ、Bの承諾を得た後に面会交流を実施する。
- ② Bは、Aから前号に定める面会交流の申し入れを受けたときは、Cの健康状態、情緒安定に留意し、人格形成などに十分配慮したうえで、Aに対し、面会交流の可否を回報する。
- ③ 面会交流の日時、場所及び具体的方法などについては、A及びBにおいて協議して決める。

2 Cに意思能力が備わった後（満15歳以後）におけるAとCとの面会交流は、Cの意思に任せるものとする。

**3 Aは、Cとの面会交流に当たって、次の事項に留意することを誓約する。**

- ① Cに会うときは、Cの日常の生活リズムを最優先に考え、日時の調整をする。

- ② Cに対して、多額のお金や高価（携帯電話を含む。）なプレゼントを与えたり、過度のサービスをしない。
- ③ Cの好きな話を聞くなど、聞き役に徹する。
- ④ Cから、Bの様子や家庭の事情をあれこれと聞き出そうとしない。
- ⑤ Cに対して、Bの悪口や離婚の理由を自分の視点で伝えない。
- ⑥ Cとの約束は必ず守る。
- ⑦ Cの前では感情的にならず、深刻な話はしない。
- ⑧ Cに対して、「一緒に暮らそう。」などと誘わない。
- ⑨ Cと会う約束を変更する場合には、早めに連絡する。